

平成 22 年

新 城 市 教 育 委 員 会

1 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成22年1月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 1月28日(木) 午後1時30分から5時00分まで

2 場 所 市民体育館 第2会議室

3 出席委員

馬場順一委員長 篠津順子委員長職務代理者 菅沼昌人委員
中根正介委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘庶務課長
小西祥二学校教育課長
滝下一美生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長
請井浩二スポーツ課参事

5 書 記

松山立夫庶務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案

・議案第1号 新城市教育委員会委員の定数を定める条例について

日程第4 協議・報告事項

(1) 私立高等学校等授業料補助制度について(庶務課)

(2) 就学援助制度について(庶務課)

(3) 平成21年度卒業式について(学校教育課)

(4) 「あすなる教室」の運営について(学校教育課)

(5) 平成22年度予算の概要について(各課)

(6) 平成22年新城市成人式の結果について(生涯学習課)

(7) その他

日程第5 そ の 他

委員長

平成22年1月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回会議録の承認でございますが、ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。（「異議なし」の声）異議なしと認めますので12月の定例会ですがご署名をお願いします。

（会議録署名）

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2、教育長報告をお願いします。

教育長

市内名号では、節分草の可憐な白い花が咲き始めました。今年の冬の寒さには厳しいものがありましたが、まもなく立春です。日差しのなかにも、明るさが感じられるこのごろです。

さて、1月の動きですが、4日の仕事始めに、矢野副市長が就任されました。10日に恒例の新城市消防出初式があり、千郷中学校消防クラブが、初期消火訓練の演技をしっかりと披露しました。中学生も2、3年生ともなりますと、高齢化社会においては、地域防災の頼りになる力であると思います。

7日に3学期始業式があり、各小中学校とも順調なスタートをきりました。

9日の「聞いてください、私の話」では、20名の市内小中高校生の皆さんが、それぞれの思いを訴えました。小中学生だけでなく高校生も参加しているというのも、新城市の特色です。そんななか私の心に強く響いたのが、極小規模の小学校から中学校に進学した子供の、不安と成長の訴えでした。彼女は、同級生は二人だけで、女子は自分一人だけという環境のなかで六年間を過ごしました。中学2年という思春期になって小学生時代を振り返ったときの言葉には考えさせられました。六年間を、彼女一人だけではなく、より多くの同性の同級生と過ごしたならば、また異なる心の成長があったのではないか。神のみぞ知ることかもしれませんが、人の成長が、縁にふれ、一期一会の人との出会いや交わりのなかで得られるものであるならば、また、社会性の素地が4歳から8歳の時期に培われるという脳科学の学説からも、子供の人的教育環境をいかに担保するかは、大人の責任であることを改めて思い知らされました。

17日の新城マラソン大会ですが、2,339人という大会史上最高のエントリー人数で、駐車場など心配いたしましたでしたが、たいした混乱や事故もなく遂行することができました。ゲストラランナーのオリンピック選手である川上優子さんも、一般5キロと小学生3キロの2種目で走ってくださり、大会を盛り上げていただきました。当日

参加者も、2, 194人で昨年比244人の増加です。市内参加者は、1, 059人で全体の45パーセントを占めております。参加者の年齢は、1歳から最高齢81歳まで。また、県外からの参加者は、遠く青森県から72歳の方が、広島県から63歳の方が参加してみえます。市内小中学生も数多く参加しており、例えば、舟着小学校では6年生18人中15人が参加したと聞いております。

表彰関係では、鳳来中部小と山吉田小が、愛知県下8校選出される交通安全協議会長賞を受賞しました。新城小の道奥幹代先生が文部科学省の優秀教員の表彰を受けました。また、学校体育研究で全国最優秀の文部科学大臣表彰を受賞しました千郷中学校の「コーディネーショントレーニング」が25日付の中日新聞に大きく取り上げられました。これから名古屋テレビの取材もあり、2月1日の夕方放映されるということです。また、これも県下16校選出される体力づくり優良校として八名小学校が2月4日に表彰されるという情報も入りました。

それから、教育委員会としても、かねてより重視しています特別支援教育にかかわることですが、保護者の方々にその内容をより分かりやすく理解していただき相談にのれるよう、特別支援教育啓発リーフレット「ひとりひとりが輝くために」ができあがり、早速、小中学校の一日体験入学の日に配布できるように進めてまいります。

次に、平成22年度の学力状況調査ですが、国では抽出校のみとなりましたが、新城市では、教育委員会議や校長会議で協議してきましたように、全小中学校で実施し、自己採点をし、授業改善や学習生活習慣の改善に活用します。そして、何より、3年前、小学6年生であった子供たちが来年度中学3年生になります。学力・学習状況調査をする以上、やり放しでは調査の意義が薄れてしまいますので、着実に実施し、しっかりと検証していきます。その結果を、学校現場の授業・生活に生かすようにしていきます。なお、平成23年度以降につきましては、市独自で、小学5年生と中学2年生で実施できるよう、今後、検討してまいりたいと思います。

新型インフルエンザの感染につきましては、一時の猛威は下火になったものの、まだまだ予断を許しません。ノロウイルスや季節型インフルエンザもあるようです。市内小中学校の状況は、毎日、ホームページに掲載していますが、1月26日までの学級閉鎖は、5小学校10学級であります。

10日の成人式ですが、「成人の日」前日の午後行うという日程や、当事者による企画・運営も定着し、落ち着いた和やかな雰囲気の中かで執り行われました。全601名の成人のうち546名が式典に参加し、90.8パーセント（昨年87.3パーセント）の過去最高の参加率でした。誓いの言葉も、自由と責任、義務と権利の問題にふれ、社会への貢献を約す爽やかなものでした。また、式典終了後の中学校ごとのインタビューにも、校歌を歌ったり、将来の抱負を述べるなど、それぞれの学校の実行委員の工夫が見られました。

そんななか、鳳来中学校出身の甲子園の優勝投手である横浜ベイスターズの田中健二郎選手も「今年こそ一軍をめざす」との力強い決意を述べていました。記念品は、

自動車免許証を模した「成人免許証」の図書カードです。成人としては青葉マークだと思いますが、社会人としての常識、会社や近所のつきあい、酒の飲み方、そして、勤労を通しての社会貢献など、心身ともに責任ある大人を考えるよすがとなればと願っております。また、小学生のときのタイムカプセルも掘り出され、少年の日の懐かしい思い出にふれることもできました。いずれにいたしましても、新城市の601名の成人のみなさんの将来の活躍に期待を寄せて祝福させていただきました。

7日には、初釜茶会が「茶花友の会」の方々によって行われました。青竹の茶筥でたてた初釜のお茶で新春を賀すという日本文化のゆかしさを感じさせるものです。こうした伝統の継承継続には大変な労力を要しますが、一方で、書初め大会が今年から中止となり寂しい思いがします。季節の節目のこうした日本古来の文化的行事が次々と消えていくご時勢ゆえに、可能なかぎり、大事にしていきたいものです。

22日には、東京から、B&Gの専務理事が市長・施設を訪問されました。昨年、作手B&Gの活動評価もAランクになりました。よい評価を得たことで、B&G財団からの補助率も上がり、施設の改修にかかる費用の50パーセント近くを補助してもらえるようになりました。22年度におきましても、B&Gプールの改修予算として、14,952,000円を計上しておりますが、その半額、700万円近くがB&Gより補助される見込みです。

続きまして、設楽原歴史資料館の火縄銃購入についてですが、12月定例市議会で、火縄銃など資料107点購入費用、4,285万円の補正予算が承認されましたが、4つの付帯条件付賛成のため、教育委員会事務局といたしましても、一括購入の原則を貫きますが、条件の一つである支払額を減額するため再交渉を行いました。その結果、銃身の上面に鶴亀の吉祥銀象嵌の入った「国友太與助勝正」銘の和式火縄銃1丁を「寄贈」という形にして、4,200万円で仮契約をいたしました。

林氏からは、これ以外にも、設楽原歴史資料館を、火縄銃をはじめとした古式銃関連の「日本の研究拠点」にしてほしいとの願いを込められて、「稲富流伝書」「種ヶ島流秘書」「国友鉄砲文書」「不易流銃学全書」「算数町間巻註」「砲術算法」など682点という歴大な「文献史料」をご寄贈いただきました。ほかにも、鉄砲通行手形、葵紋四方旗、三八式歩兵銃（模造銃）など多数の品々を寄贈していただきました。

1月になってからの経過ですが、1月5日の全員協議会で経過説明、12日に林氏との仮契約、21日に議案説明会、2月1日に臨時市議会で採決となっております。

2月臨時議会での質問は、二人から出ています。一つは、長田共永議員から、「①火縄銃購入案件を新市長・新市議会に委ねたのはなぜか」「②「契約者から申入れ」と「市からの申入れ」の説明の違いはなぜか」の2問が。もう一つは、丸山隆弘議員から、「①今回の鉄砲購入で資料館の教材は充足されるのか」「②観光戦略として、資料館・保存館の連携を図る展示となるのか」の2問であります。

一方、財産取得が議会で承認されれば、道路案内標示など、積極的にPRしてま

います。標示板の文言案ですが、「日本一の火縄銃 設楽原歴史資料館」を考えています。何が日本一かということですが、今指摘できることだけでも、「①日本で、一番最初の火縄銃集団戦法で、一番数多くの火縄銃が使われた合戦」「②日本で、一番古い日野火縄銃（日野町のHPにも明記。日野は種子島・国友と三大生産地）」「③日本で、一番長い火縄銃（3.32メートル）」「④日本で、一番多い展示数」が言えます。他にも、所蔵する火縄銃の種類、関係する砲術流派の数、鉄砲が作られた産地の数、所有する文献数なども「日本一」に近いものであり、現在、確認の調査をしています。

最後に、平成22年度の教育委員会の重点施策ですが、庶務課では、小学校再配置と耐震補強工事、学校教育課では、三宝を基盤とした「新城教育」の創造、幼保一体化、生涯学習課では、図書館の利便性・活用の促進、生涯学習計画の重点的推進・里山活動・まちなか博物館、文化課では、文化・観光戦略の推進、COP10に伴う博物館のイベント、歴史資料館の火縄銃展、文化財指定の見直し、スポーツ課では、DOSの市民展開、B&G・体指・体協の活性化などを考えており、今後、具体化を図ってまいります。

なお、参考までに、資料として、「特別支援教育啓発リーフレット」、「聞いてください 私の話」の作文、「400名の教職員の皆様へ 教育長メモNo.34」、「資料館の案内標示板（案）」を添付しました。

以上、1月の教育長報告です。

委員長

ありがとうございました。ただ今の報告に対し、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員

全国学力学習状況調査の話がありましたが、国の方は縮小するわけですが、新城市は全員ということで、その是非はともかくとして、国の場合はその学年に対する2分の1ということですが、市は独自の予算で行うのですか。費用はどのくらいですか。

学校教育課長

委員さんの言われるとおり抽出校と呼ばれる学校につきましては、今迄どおり実施いたします。他の学校につきましては、問題用紙については、全て文科省からいただきますので費用は発生いたしません。採点につきましては先日委員会を開催させていただきました。担当者と相談し、一番メインが中学校3年生になりますので、3年生分については、採点基準がずれないように委員を選出して委員で行います。その他の小学校6年生の分、生活状況調査のようなものにつきましては、学校の担任群で採点をするということですので、基本的に費用につきましては集計等ありますので事務費のみとなります。

委員

いくらくらいですか。

学校教育課長

事務費については、1万円です。後は人件費ということで、教員ですので仕事の一環として行なってまいります。

委員

その後の資料の扱いですが、新城管内だけの資料として扱うのですね。採点した後の指導とか活用方法等どのようになりますか。

学校教育課長

文科省の最終状況の確認はできていませんが、今考えているのは先回までの資料等どこまで比較できるデータが出るかにもよりますが、それを委員会で分析をしていくということと、抽出ではあります全国データが出るとお思いますので、それと比べて先回と同様な比較はできると考えておりますので、そういった措置でデータ量は違いますが基本的には本年度行ったものと、ある程度同等なことが出来るのではないかと考えています。

委員

それに関連して、新しい年度では小学校5年生と中学校2年生を対象に行なうと言われましたが、国のほうはこれからも小学校6年生と中学校3年生ですね。新城市はそれはそれで行なって小学校5年生と中学校2年生は独自に行なうのか、小学校6年生と中学校3年生の代わりに小学校5年生と中学校2年生を行なうのか伺います。

学校教育課長

今検討しているのは、年度で言いますと22年度ですが、抽出校は今迄どおり参加をする。それ以外も用紙をいただいて行なう。という形を新城市はとります。その翌年度になりますが、抽出校はそのまま選ばれると想定しますが、それ以外は全国に参加せずに予算をとって新たに小学校5年生と中学校2年生を実施する。抽出以外は参加しなくて、ことによっては抽出も参加しないという決定を委員の皆様にお諮りすることもあり得ると想定しています。

委員

つまり小学校6年生と中学校3年生については、小学校5年生と中学校2年生に変更するということですか。

学校教育課長

そういうことです。予算等色々考えた結果です。来年度文科省がどのように実行していただけるかにもよりますが。

委員

一学年ずつ下げた一番の理由はなにですか。

学校教育課長

あくまでも現状で言いますと夏休みが過ぎた頃になって結果が出てまいります。中学校3年生については結果をその子達に生かすことは現実できませんでした。中学校2年生で行えば、結果が出た段階で中学校2年生から3年生までの間に現に受けた子供たちの指導に生かせるのではないかと、そういう形で子供たちの学習習熟と申します

か、そういうものの成果を測っていきたいと思います。

委員

全国学力学習状況調査の目ざしているところは、該当学年の子供たちの直接指導のために行っているものではありませんね。あくまでも客観的に見るためのものであるということを考えると、新城市が小学校5年生と中学校2年生にもっていくということは、全国では小学校6年生と中学校3年生でやっているのに新城市は特別に行うということは、今の理由では全国学力調査の把握の仕方が違うのではないかと思います。

学校教育課長

また、きっちりと方針を立てた時にご議論をいただきたいと思います。全国学力学習状況調査の置き換えでいくという考え方を実はしていないというところがあります。小学校5年生と中学校2年生にすることにつきましては、委員さんの言われますとおり全国学力学習状況調査の目ざしてきたものを、新城市として学年を下げてやろうとする考えよりも、新城市は規模の小さい学校、大きな学校もありますので、学校教育の一つの役割として新城市の子供たちが基本的部分の習熟が出来ているのかどうか、同じ物差しで測る時期があるのが教育の責務であると思いますが、今迄やってきませんでしたので、そういうものも必要ではないかということで、より効果が上がるのは小学校5年生と中学校2年生であり、全国学力学習状況調査を続けいくことではないだろうと事務局では検討しているとお考えくださるとありがたいと思います。教育指導の改善について必要な時期が来れば全国学力学習状況調査にその時だけ参加して状況をみるということは必要があるかもしれません。

委員

それはそれで変更する意味があると思いますが、やはり小学校・中学校で考えるなら小学校5年生というのと6年生は抜きになってしまいます。中学校でいいますと一番勉強する3年生の資料に触れなくて、それがあくまでも中統テストのような位置付けで行うなら分かりますが、新城市の教育レベルとか教育方針とかを調査、加味するという考えには同意しかねます。中学校3年間を調べるのに中学校2年生で行うことについて、本当に役立てるということであるなら全学年で行うべきだと思います。費用の問題とかあると思いますが。全国で行なっていることを一年ずつ前に繰り上げたという感じがしないでもないですので、これは今後の話ですので、ここではあまりこだわりませんが。

委員

今の話は大変大事なところでして、要は狙いを違えて行なうという是非だと思います。小学校6年生と中学校3年生というのは、まさに教育がどういうふうになされてきたかということが、むしろ教師の立場からの反省材料として使われてきて、教育はどうか、それを1年繰り下げるということは、子供たちにフィードバックしてその子達に良い影響を与えるという狙いも含まれているという意味で、形も変わる以上に狙いが大きく違ってくると思います。どのような狙いで行うのか整理したほうがよ

いと思います。

委員

客観的に新城市の教育レベルを知るのなら小学校6年生と中学校3年生という時期で行なうべきだと思います。結果を即生かしたいというならば小学校5年生と中学校2年生という考えも出来ると思います。どちらを主眼にしたということが、はっきりしないとこの論議は進まないと思います。

教育長

国の全国学力学習状況調査の目的がぶれています。一番最初に悉皆調査で行う目的は、テストを行なった結果を授業や生活の改善に生かすため、子供たちに生かすためでした。それが今年抽出になったので、小学校・中学校の課程を終了した時の学力の定着度を見る、要するに国だけの調査に変わってしまいました。最初の目標は子供にフィードバックする。先生にフィードバックするということを目的にしていましたけれど、いつの間にか目標がすり変わってしまいました。だから後者の目標であれば抽出で最初から充分です。多くの税金を使わなくても、抽出でやれば学力の水準は分かります。でもそうでないということで悉皆で行い、悉皆を認めてきて、愛知県の各市町村、犬山市を除いて悉皆調査ならば、確かに先生方のためにも、子供たちのためにも必要なことだということで、その価値を認めてきたところですから、それがいつの間にか結果の調査だけということになったものですから、今回はそういう意味で目的である授業改善、生活改善、学習改善がどうなされてきたかという検証が必要だからこそ、6年生の時に行ってやりっぱなしではなくて、中学校3年生でもきちっと押さえないといふことです。これは当初の目的に沿った決断です。

これは来年度の話でいいのですが、平成23年度からどうするかといった時に、要するに結果だけの調査であるならば、やりっぱなしで6年生で行なって結果はこうだったと、中学3年生はこうだったという判別はできるわけですが、一步さかのぼると結果だけでなく、その結果を見て、A校ではここが足らなかった、B校ではここが良くできていたというところで、原因等の分析をし、足りないところはさらに6年生の授業でカバーし、中学で同じような水準でスタートできるようにするという生かし方ができます。中学校2年生で行えば、中学校3年に向けて、得意不得意等も確認できて、どこを個々の子供たちがきちっとやっていったらいいのかとか、学校によっては、先生の指導のどこが足らなかったのかというようなことが確認できますので、その不足部分を次の1年間でカバーして生かしていくことが出来るという考え方です。

これは決定ではございませんし、検討していくことですが、とりあえず来年度は全小中学校6年生、3年生で行ってきちっと検証をし、その結果を踏まえて、今後の方針を考えていくことになります。先程委員さんが言われたように、明らかに目標・目的が違うということになります。税金を使って子供に生かすためにはどちらが良いかということも判断の物差しなると思います。

委員

やり方ともう一つは、目標が変わってきますと個々の子供を含めて自分の所の子供がどの程度そういった指導が入ってくるとなると、もっと公表しろ、新城市内で学校間の成績はどうだというような開示を求めるような声が出てくるのではないかと思います。学力を主眼に置かれると父兄・一般の側の開示を求めるような声をもっと強くなると思います。その時にどう対応するのか、子供間の競争を煽るような制度に変わっていかないか一番危惧しています。

教育長

基本的に新城市の各学校はホームページ等で個々に開示していますので、開示してから3年間過ぎてはいますが、どこの学校がどうだこうだというそういう声は出てきていません。

委員

それは今迄そういう目的で無いということで行ってきたためではないでしょうか。

教育長

そういう目的で行えば同じことだと思います。

委員

目的が違えばその結果を求める声も違ってくると思います。あくまでも客観的データで国全体のレベルを知るための物であるならば、個人及び各学校が騒ぐことはないと思いますが、成績がどの程度か、どこが問題かということになってきますと、そのことを主眼とするテストならば結果をはっきり聞きたいとか、何が遅れていて、何が問題かということも聞きたい。できれば我子はどうなのか。そのようなテストではないのでしょうか。

教育長

基本的に保護者に開示して、教師もどういう指導に改めていったらよいのだろうか、子供にどういう目的をもってここを補強していったらよいのだろうかというスタンスで行っていきますので必要なことだと思います。

例えば中学校でも複数の小学校が集まってくると、あるところが算数の学力が非常に低かった場合、子供にとっても不幸なことですし、6年生の終わりに分かったのでは、中学校1年生で非常にギャップがあるわけですので、5年生で行えば、その補完が6年生で出来るわけですし、ある程度カバーでき、同じような学力でスタートラインを迎えられるのではないのでしょうか。

委員

明らかに目的が違うわけですね。学力テストという名前にするのか知りませんが、あくまでもその該当学年の子供たちの成績を知ると要するに新城市の6年生全体の学力のレベルがどうなっているのではなく、その子供が行なったことが、その結果をみて拙いとそういう指導に生かすためのテストということですね。そういうことでしたら中統テストとほとんど変わらないと思います。

教育長

あくまでも過度の競争を招くようなことはしないという大前提がありますので、そうした配慮を最大限して、子供にとってプラスになるような方向で考えていきたいと思いをします。

委員長

継続して検討をしていくということをお願いします。その他どうでしょうか。

委員

火縄銃について2月1日に採決ということですが、今迄の流れの中で林さんに対して教育長名または市長名で感謝状を出す考えはないですか。どういう意味かといいますと、「最終段階で値引きとかそういうものではありません。」ということで、この額を定めて補正予算を提出ということだった中で、結論的には85万円寄付という話で1件落着しそうな雰囲気となりましたが、何もないと「そら見たことか言ったら85万円削ってきたではないか。」という形にもとられかねないので。その分については、出来ないことをしていただいたということで感謝状等を出すことで辻褃を合わせる意味でも出した方が良くと思います。

教育長

設楽原歴史資料館あるいは鳳来寺山自然科学博物館でそれぞれ貢献していただいている方につきましては、寄贈については市長名で、通常の感謝状は教育長名でお渡ししています。今回も85万円に相当する火縄銃以外にも貴重な文献等を寄贈していただいていますので中根委員さんが言われるように考慮する必要があると思いますが、時期をどうするかとかなかなか難しい問題があります。

委員

値引きではないということをはっきりするような形だけは作っておきたいと思いをします。

委員

具体的なやり方は分かりませんが、中根委員さんの発言には大賛成です。是非そのようにするべきだと思います。ただ、交渉すれば安くできるのではないかという材料に絶対ならないように配慮した形で、林さんの顔も立て、市の立場もはっきりさせるという意味でとても良い案だと思います。

教育長

通常、市の財産所有に係わるものですので市長名で出すものなら出すことになると思いをしますので一度検討をさせてください。

日程第3 議案 議案第1号 新城市教育委員会委員の定数を定める条例について

委員長

日程第3、議案 議案第1号 新城市教育委員会委員の定数を定める条例について説明をお願いします。

庶務課長

議案第1号についてご説明をいたします。この議案は教育委員さんの増員を図っていくという議案でございます。この案件につきましては、従来教育委員会でも様々議論がされてきたものでありまして、ご承知のとおり昨年の市長選挙におきまして穂積市長のマニフェストの中にも謳われているものでございます。マニフェストのトップ項目に子育て支援と幼児教育ということであがっています。そうした新たな教育課題に対応するために教育委員の増員をしていくということは一文が載っています。そういったことも受けまして、この3月定例会市議会にこの条例案を上程していきたいと考えているものであります。これに合わせまして同時に新しい委員さんの選任の議案、1名増員になりますので予算措置も必要でございます。予算措置につきましては、後程ご説明をさせていただきますが、今盛り込んだ形で予算の原案が出来上がっています。この教育委員さんの定数につきましては新城市の規模では地教行法により5名という法定の数字がございまして、ただ、それぞれの自治体で条例を定めることによってその定数を増やすことが出来るという法改正がなされておりまして、それを受けてこの条例を提案していくというものでございます。一応事前にこの教育委員会議にお諮りをいたしまして市の議会の方へ上程していくという段取りを踏みたいということで今日上げさせていただくものであります。

委員長

一昨年、色々検討してきたところですが何かご質問ご意見ありますか。

委員

お願いしていた件ですので、そうしていただければ、より教育委員会の充実を図るという意味でも是非実現をお願いします。

委員

それに絡めて言いますと、議会に上程するからには、その必然性について理解を深めるためにもきちっとした説明を用意していかないといけないと思います。出すからには通していただかないといけない。通すためには再度一から説明するという努力というか準備だけはしておかないといけない。そういう意味で事務局に是非よろしくお願いしたい。

委員

これは教育長さんが提案されるのですか。

教育長

市長が提案します。

委員長

そういう気持ちで行くということをお願いします。

庶務課長

説明の理論武装というのは、こちらの方でしっかり検討させていただいて、議会の方へもしっかり説明をしてまいります。

委員長

こういう形で進めるということについて、賛成の方、挙手をお願いします。
全員挙手、このような形でよろしくをお願いします。

日程第4 協議・報告事項（1）私立高等学校等授業料補助制度について(庶務課) **委員長**

日程第4、協議・報告事項（1）私立高等学校等授業料補助制度について、庶務課説明をお願いします。

庶務課長

（資料に基づき説明）ご承知のように新年度から国が高校の授業料の無償化の制度を発足させることになっております。その制度につきましては公立高等学校については、完全無償、私立高等学校につきましては同程度の助成をしていくという形で進んでおるものでございます。今の国会に新年度予算案が上程されており、これから審議がされるというものでございます。そういった関係で本市においても私立高等学校の授業料の補助制度をもっていて、そこになにがしかの影響があるであろうということで、当初予算の予算査定の中で一部議論が上がりました。現行の制度が始まった当時の背景といいますか、周りの環境がもう相当変化をして来ているのではないかと、ここで今一度制度の見直しといいますか、検討が必要ではないかという意見が予算査定の中で出されました。これは市長査定の時までその議論が続きまして、私が市長査定の場で教育委員会としての考え方というものを説明してまいりました。その説明をした後に、市長から当初予算だけをターゲットにしますと、当初予算からなにがしの予算を計上していくのか、若しくは当初予算にこの予算を計上しなくて補正予算で対応していくのかという2つの選択肢があるということで、いったいどちらが良いのだろうか、当初予算に計上していかない場合にしっかり教育委員会サイドで対外的に説明がしきれんのだろうかというのが一点、それから教育委員会の制度ですので教育委員会会議でこの制度についてしっかり議論が出来るかどうか、この2点を聞きたいということが市長からありまして、今回、教育委員会会議の場に出させていただいたということでございます。当初予算の原案は出来あがりしましたが、結論といたしましては、当初予算に計上してまいりますが国の制度が入ることによって、従来の県の制度がどういうふうに変るのかということが、まだ情報がしっかりつかめていませんので県の動向を見極めながら今後執行までに、市の制度をどういうふうにするのかということをしっかり議論をして方向付けをしていくという形でとりあえず当初予算につきましては、百万円を計上していくということで今載っています。その辺りの結論を今日出してしまう必要はないのですが、委員さん方にご議論をいただきたいと思っております。もう少し詳しくご説明をさせていただきますと、現行制度の創設時期と周りの環境が違って来たのではないかと議論の中には、制度創設時には公立学校の定員枠が子供の数に比べて少ない、入りたいと思っても入れない入学試験というところで選抜されてしまう。でも入りたいというと受け皿として私立の高校しかない。私立の高校は公

立の高校と比べると授業料が高い。だからその差の一部をこういった制度で少しでも助成をしていくというのが根底の部分があったのではないかと想定されます。その視点を見ますと今は子供の数が少なくなってきました、公立高等学校におきましても定員割れをしている学校もあります。そういった状況がまず一つあるということと、もう一つは公立ではなくて私立の高校でも非常に特色を持った学校も出ています。あえて授業料・入学金等は高いのですが、そちらの方を選択する子供さんもみえる。というふうになりますと、そもそも論としてやむをえず授業料の高い私立の高校に行かなくてはならない状況は、そういった部分も現状でもあるということは承知はしていますが、そうでない部分もあるのではないかと。それらを同じように公費の助成制度の中で扱うことはいいことなのかという議論が出てきております。今一度ご議論をいただいて、この私立高等学校等授業料補助制度についての足固めというのでしょうか、しっかりとした土台というものを作っていく必要があるということでも出させていただいた議題でございます。参考までに3枚目に横長の用紙があります。国の制度が入ることによりどのように変わるかという、愛知県が作った資料でございます。比較的分かり易い感じがしたものですから付けさせていただきました。

(資料に基づき説明)

一昨日知事査定があったと聞いています。まだ結果は伝わってきてはいませんが、知事査定に入る前の状況は、県民生活部の私学振興室というセクションが所管している補助金なのですが、そこが県の財政サイドへ予算要求した段階では21年度予算よりも膨らめた形で予算要求をしているとの情報を得ております。それが財政課に要求され、財政課としてもこの事業に対する査定というか取り扱いをどうするかということを進めています。財政部局でも極端な話、制度を廃止してしまう考えはないようです。財政課も21年度予算より膨らませるような形を考えているとの情報を得ております。そうしますと一つの想定されるパターンですが国の制度が入ってきました、県の制度は基本的にそのまま国の制度の上ののっかかりますよというパターンが一つ考えられます。そういう想定のもとに考えますと市の持ち分といいますか、負担というものは今年度の実績ペースで行きますと170万円弱程市は支出をしておりますが、それが約半分くらい95～96万円くらいになるという試算が出ています。そういったことから当初予算を100万円の計上でとりあえずスタートしましょうと、早いうちに市の制度をしっかり固めていき、執行にもっていったという段取りで考えているものです。これにつきましては、いずれにいたしましても県の動向がはっきりしないと何とも言えない部分がありますので、また次回以降、県の予算発表が2月16日だと聞いておりますので、その後はっきりした情報が伝わってくると思っておりますので、次回の教育委員会議以降でその辺の状況をお知らせしながら、ご議論をしていただきたいと思いますと考えております。

委員

私は私学でやってきましたので、これについて色々考えもありますが、質問第一は

私学の生徒で甲1というのは家庭が貧しいというかそういう子供に382,800円貸与されるわけですね。公立の生徒にはどれだけの補助がいつているか分かりますか。

庶務課長

公立は先程の絵で行きますと一番下に118,800円というのがあります。これが公立高校の水準だと聞いております。

委員

それは、何ですか。

庶務課長

年額です。

委員

父兄が納める金額ですね。私の質問は、私学での補助金の最高金額の生徒が年額382,800円の援助をもらっているわけですが、公立は県の補助で全額みるのですから100万円近いのではないですか。父兄が負担するのは月額1万円、年額12万円程度ですね。それでは到底やれないものですから。要するに生徒一人当たりに対して県はどれだけ出費をしているかということです。

庶務課長

そこまでは分かりません。私立の学校では高校でも大学でもそうですが、授業料の補助制度とは別に私学助成といって設置者に交付している補助金があります。公立高校の設置者は県立高校では愛知県ですので諸々の経費は県が負担をしています。負担の一部を授業料として保護者に求めているそれを財源として学校を運営といいますか経費が賄われるという形になっています。学校にかかるコスト、経費全体をみて議論をすると、非常に複雑になってしまいます。考え方としてはもっともな考え方だと思いますが、今は保護者負担の部分がどうだという視点だけに限って見ているものでございます。

委員

そのことを新城市の教育委員会で何を論議するのですか。国や県の決めてきた基準に従うだけではないのですか。

庶務課長

今の新城市の制度は、あくまでも新城市の立ち上げた制度ですので、極端な話、制度を設けなくても何らどこにも抵触するものではありません。独自の制度ですが、ただ独自の制度といいますが、今までは県の補助制度にもたれかかった制度になっていることは確かです。そういったもたれている制度が変わってくる可能性がありますので、変ってきた時に新城市はどういうふうに対応していくのかというご議論をお願いします。事務局サイドとしては基本的には現行制度をあくまでも維持をしていく、継続をしていくという考え方に立つのがいいのではないかという意見、考え方を持っています。

委員

そもそもの県と私学側の意見の違いとか色々、日本の教育というものをどういうふうに考えるかということに原点があるわけです。要するに私学で勉強しようと公立で勉強しようと子供たちをきちんと教育するという、そういう点では私学といえども教育の内容は公共のものであるわけです。私学だから全然違った真反対のことをしているわけではなく、私学の建学の精神というものは尊びながら教育内容はまったくこれからの日本の国家を担っていくような青年を育てたいという思いは一緒ですし国も同じです。教育の機会均等とか基本的には、教育の指導とか違っていても本来子供は平等に扱われるべきではないかと思えます。お金で色々な差別とかそういうものをやる必要はないのではないかというのが国と私学側の考え方の違いです。そこで愛知県は独自の非常に進んだ全国で一番、補助を交付している県ですが、その理由は生徒数が減ったということで私学が潰れては困るということで、比率を10とすれば7対3くらいに、3の生徒を私学に回すと、それは元々からいえば、半分くらい私学が面倒を見ていた時もあります。公立はいっぺんに建物等出来ませんので、公立に入れない子供は私学へということで、それで一気に悪くなってしまった学校もありますが、そういう今迄の過程もあります。県の段階でそういう論議はされているのです。県と私学の交渉では、教育の機会均等は本来は平等であるべきだけれども、そう一気にいかないだろうということもあって、毎年交渉してきたという経緯があるので、県からの補助だけでは足りないところがあり、市町村へお願いしたところです。

愛知県内の市町村の補助金はほとんどもらったと思いますが、最初是一部だけで、色々な自治体に交渉に行って、新城市もあまり早い方ではなかったですが、今、月千円、年間12,000円の補助をいただいておりますが、そのような経緯でこうなったという認識をお願いしたいと思えます。お金だけの問題ではなくて本当に子供たちの教育の平等とかそういうことを、お金の差でもっていくにしても、今までは本当に0に近かったものがここまで進んできているわけですが、前は本当に酷い状況で、だから公立高校に入りたい理由は授業料が安いから、これは大学にも波及して今年のセンター試験にも表れていると思えますが、そういう意味で大学も含めて要するに教育の公共性、機会均等という立場からこういう問題は議論していかないと、お金が多いとか少ないとかという話しですと次元が低い議論になってしまうと思えます。

委員

国や県がどうだといっても、基本的には新城市の姿勢を打ち出すべきだと思います。対象者は何名ですか。

庶務課長

平成21年度の市の補助金の対象になった学生さんの数は150名です。

委員

要は県の20分の1ですね。20分の1が170万円ですね。

庶務課長

その20倍が県の補助金です。3千3、4百万になります。

委員

それを状況が変わってきたので170万円を100万円にするということですね。それでやっていけるのですか。考えておかなければならないのは、県が廃止した場合、3千万円は市で出さなければならないのですか。

庶務課長

それはしないということになります。あくまでも制度としてまったく別の制度です。

委員

20分の1の根拠で行っている制度ですから。20のところが無くなったらどうなりますか。

庶務課長

県の制度が廃止されたとすれば、今は県の補助額の20分の1という県の制度にもたれかかった制度設計をしていますが、元がなくなりますので制度設計をもう一度しなおさなくては出せなくなります。

委員

3千万円というのは、県から市におりているものではないですね。

委員

28万円何がしというのは、どうなるのですか。

庶務課長

形式的には個人に行きます。事務的には個々の保護者に直接お金が渡るわけではなく、通っている学校が委任状をとって代理受領をしているという形です。各学校では県と市の補助金の部分の授業料については保護者から徴収しないということです。

委員

170万円が100万円でやれるという根拠はどこですか。

庶務課長

100万円でやれるというのはあくまでも仮定の話ですが、国の制度が入りました、県の制度が国の制度にそのままの形でポンと乗ったということを想定しますと、確かに県の制度の20分の1は市の支出が発生するわけですが実際の授業料を超える生徒がかなりおります。豊川高校の場合ですと年間の授業料が40万2千円ですが、国と県と市の補助金の額を合計しますとその額を超えてしまいます。超えてしまったものは出せませんので、上限は実際に支払うべき授業料までということですので、このような世帯が実際出てしまいます。甲1・甲2・乙1・乙2という4段階の収入水準を設けていますが、甲1・甲2の水準については県の制度にそのまま国の制度が上乘せされたと仮定しますと、市の制度が入る余地は無くなってしまいます。県の制度も今迄の支出よりも少なくなるということで、それだけ国の制度が手厚いという状況です。

委員

現段階では県の方もつめた論議が出来ていない状況のようです。

委員長

県の動向を見ながら決めていくということでもいいですか。不景気で授業料を払えなくて退学してしまう、特に私立の高校生が多いということを新聞やテレビで見ますので考えなくてはいけない大事な問題ですね。

委員

状況が変わったということですが、150人現実にいるということは、重く理解しなくてははいけませんね。

委員長

今の件については、国、県の動向を見ながら次回以降も検討課題になっていくわけですが、今のところ事務局の提案のような形で進めて行くということでお願いします。

日程第4 協議・報告事項(2) 就学援助制度について(庶務課)

委員長

日程第4、協議・報告事項(2) 就学援助制度について説明をお願いします。

庶務課長

就学援助制度の見直しについてという議題ですが、就学援助制度というのは経済的に困窮している世帯を対象として支出をしているものでございまして、就学援助の対象となるのは生活保護の認定基準の1.5倍というのが今の新都市の制度としてございます。

(資料に基づき説明)

1.5倍という数字は具体には昭和48、9年ちょうどオイルショックがあった時分ですが、その当時文部省が具体の数値を示しています。昔は就学援助制度に対して国庫補助金が付いていましてその当時文部省なのですが、当時は生活保護の認定基準が拠り所の一つとしてありまして、もう一つ税法上の課税最低限の基準というのがありますが、一定の所得以下については税金を賦課しませんよというのが課税最低限の制度でございまして、その基準がありまして、憲法で規定する必要最低限な生活水準は保障されるという規定があるわけですがそれを一番の根拠においているものでございまして必要最低限の生活水準を維持するに足りない収入の世帯については、この就学援助の制度でもって助成をしていきたいと思いますという制度がございました。昭和48、9年当時は今とは逆でして課税最低限基準のほうが生活保護基準よりも高かったです。それが1.3倍から1.5倍程度でございました。そこから1.5倍というのがありまして、市の制度は1.5倍という制度を継続して現在に至っているという状況でございまして、現在は、生活保護の認定基準というの見直されまして、税法上の課税最低限の基準よりも上回っているというのが現状でございまして、ですので、この就学援助制度の本来の制度でありますいわゆる必要最低限の生活水準というレベルを基準として就学援助制度を適用するかしないかという判断をしていたというところを視点にこの制度を見ていきますと、今の1.5倍というのが、根拠が無くなってしまってい

るという形になっております。それを本来の制度の根本の趣旨を鑑みると、改正案と書いてある就学援助制度の認定の基準というのは、生活保護認定基準と課税最低限を比較してどちらか高い方をとる。今は生活保護認定基準の方が高いから生活保護認定基準をベースにすると、今迄1.5倍というのを1と1.0にするという見直しをしていったらどうでしょうかというご提案でございます。そうしますと現実の問題として認定基準の枠が縮まるということになります。今は1.5倍までみていますが、それをみなくなるというものですから縮小されるという形になります。この生活援助制度というのは、難しいのは扶助費、扶助ですので通常の補助金とは違って福祉制度と同じ性格を持っているものですので、事務的にこうだからこうしようとはなかなかいかないものでございます。教育委員会議にお諮り申し上げまして進めて行きたいと考えております。現実の問題として新城市の場合1.5という数字を1.0にした場合にどのような影響があるかといいますと、今年度ベースで考えますと2世帯対象から外れるようになります。本市の就学援助給付状況というのは1.0を超える世帯は2世帯ございます。1世帯は1.37倍、もう1世帯は1.44倍という2世帯がございます。この2世帯が共に外国籍のブラジル国籍でございます。ご夫婦と子供さん2人という形になっております。ですからこの2世帯に影響が出るという状況でございます。ちなみに他市の状況を見ますと全国的にみると1.0としているところもございますが、東三河におきましては、1.5というのは全国的にもトップです。全体的にみると1.0倍から1.3倍という自治体が多いです。豊橋市は1.3倍、豊川市は1.23倍、蒲郡市は1.3倍、田原市1.25倍というように若干でございますが、ばらつきがございました。こういった状況が現状でございます。事務局としては1.5という数字の説明ができなくなっていることから1.0にできれば改正したいと考えていますが、その辺のご議論をしていただきたいと思います。

委員

それは何が目的で改正するのですか。明文化するために行なうのですか。

庶務課長

一つには、現行の1.5倍というのは、制度の要綱は新城市としてもっていますが、その要綱の中には、1.5倍という数字はどこにも載っていません。そもそも1.5倍というのは、何を根拠として出てきた数字なのかということ、遡り調べていったところ、資料の前段にありますような状況が把握できたということでございます。以前は国の補助金があったものですから、国に同様な制度があってそれに乗っかかっていたというような形で給付が行なわれていたので、国庫補助の基準に該当していれば、それで該当という形でできていたのですが、途中で国の制度が三位一体の改革というのが小泉内閣の時にございました。その時にこれが見直されて国の補助制度がなくなった経緯がございます。本来であればその時、市の制度も改正をすべきだったと思いますが、されずに1.5という従来の取り扱いのがそのまま引き継いできているというのが現状であります。

委員

明文化したいというのは、これは当然分かりますが、今言われた提案の1.5を1.0とするということは、給付される側からすれば良くなる制度ですか、それとも厳しくなる制度ですか。方向としては。

庶務課長

不利になります。

委員

もらう方が不利になるということですか。

庶務課長

現に2世帯、外国籍の世帯ですけれども対象から外れてしまうという現実がございます。

委員

たった2世帯のために、それをやったところで2世帯ですね。1.5を1.0へ一挙に下げるということは、受給する側からいえばどうか。市の財政がそれによってすごく潤うわけでもないし、考え方の問題だと思います。

庶務課長

これは、申し上げてよいか分かりませんが、今、現に受給されている方がこの生活保護認定基準の1.5倍までという一応の基準は市でもっています、そこに当てはまる世帯を全て掌握しているものではありません。というのはこれは完全に申請主義をとってしまして申請がなければこれは許可しません。一応こういった制度がありますということはホームページ等に掲載しており周知はしています。制度そのものを知ってみえない家庭が多分にあるということは想定されます。仮にこの制度に該当する世帯が全て申請したとすると、これは調べてはないのですがおそらく相当の金額にのしてくると想定されます。先程、小泉内閣当時に三位一体の改革で国庫補助金がなくなったという話をいたしました、この制度改正はどういうふうにされたかといいますと、当時よく言われましたが、一般財源化をしますよという改正がなされました。一般財源化といいますとどういうことかといいますと、今までは国庫補助金としてそれぞれの自治体に直接国がお金を交付していたのを、補助金の直接交付をやめます、その代り同等の金額を地方交付税の方で算定をしますというふうに乗り換えたというのが一般財源化という措置なのですが、その乗り換えがどの程度の規模を乗り換えたかといいますと、あくまでも当時、国庫補助金の対象となっていた部分だけを乗り換えたというものです。制度周知が徹底され全ての方が申請に来られると金額的に膨らむこととなります。財源的に言えば純粋な市税負担となってくると言えるということです。

委員

一世帯いくらの補助金を交付しているのですか。

庶務課長

これは、収入の規模によって違いがあります。

委員

超過する2世帯についてはいくらですか。あくまでも申告制が建前としますと仮にどれくらいにしたら、どれだけ影響が出るかをみておく必要があると思います。生活保護認定基準と課税最低限は違うのだけれど仮に課税最低基準の世帯がどのくらいあるか把握できますか。そうしますとそこを一つの目途において、仮に全世帯で申請があった場合の金額の把握が必要ではないでしょうか。1.5を1.0にするというのは根拠が乏しいので、ある程度の認識をもって決めないといけないのではないかと思います。たまたま他の市が1.3となっているのがその理由になっているのか分かりませんが、何か裏付けがあると皆さん判断がしやすくなると思います。

庶務課長

そもそも就学援助制度というものが、いったいどういったものなのか、なぜこのような制度があるのかといった本質の部分を考えてみる時に、憲法で最低限度の生活水準が保障されるという規定にぶつかって行く。最低水準がどの程度なのか何を根拠にこの金額が最低水準なのかということを決めるのかといいますと、独自には決めようがないものですから既存の制度の何かにもたれるしかない。もたれるときに2つの制度がある。それは生活保護の制度と税法上の課税最低限であるということ、必要最低限の生活水準を保障するために就学援助がありますよという立場に立てば生活保護認定基準か課税最低限度の基準かどちらかにもたれる必要があるのではないか。そもそもの制度がそれにもたれて今運用している1.5という数字が出てきたということです。それが現状どうなっているのか生活保護認定基準と課税最低限度基準がどういうふうになっているのかを見たときに、今は生活保護認定基準のほうが課税最低限度基準よりも上回ってしまっている。とすれば就学援助の制度として必要最低限の生活水準を保障するという立場に立てばどちらか多い方を基準とすべきであろうと過去もそうしてきた。ということですのでどちらが多いかということと生活保護の認定基準の数字が高いほうになっている。ですからそのところに合わせるべきではないかというのが制度改正の理屈になっています。そういう立場に立って考えると今の1.5という数字の根拠が現状にあてはまらなくなっているという現実がございまして、1.5というのは昭和50年より少し前に生活保護の認定基準か課税最低限の基準の2つがあって、課税最低限のほうが生活保護認定基準よりも1.3から1.5倍くらい高かったわけがございまして、どちらか高い方の水準に合わせましょうということで算出するときに生活保護認定基準のほうが非常に分かりやすいものですから、そこをベースにその1.5倍これは課税最低限の水準に合うということです。もたれる制度、必要最低限の水準というのはどの程度か、もたれる制度として2つあるどちらか高い方を選びましょうということで、この制度が出来た当時は課税最低限のほうが生活保護認定基準の約1.3から1.5倍高かった。その高い課税最低限の数字を就学援助の制度の基準としましょうということで、算出するには生活保護基準のほうが分かり

やすいものですから、生活保護基準の1.5倍というものを就学援助の制度の認定基準としたというのが以前の制度だったということです。ところが生活保護の水準のほうが高くなってしまった。1.5倍というのはまだ生きているものですから、そうしますとこの1.5倍という水準というのは何だったんですかという説明が出来なくなってしまったという現状があるということです。

委員

それでも現実の問題として、2世帯は就学援助を切られるわけですね。

庶務課長

今日現在は、この2世帯からの申請はまだ出てきておりませんが、来る可能性は非常に高い。今、申請を受け付けている最中ですが、3月中には認定をしますよとか非認定ですよとかいう通知を出さなければなりませんので、今日の1月の定例会若しくは次回の2月の定例会では、その決定をしていかないと1.5倍という説明のつかない数字がそのままいってしまうということになります。

委員

今の発想の原点というか、これはもともと就学困難な家庭に援助する制度なのに、今全員に申請されたら困ってしまうというような、要するに市の財源が非常に厳しいからそれをやるということなのか、現行の基準が矛盾しているので直すのかどちらですか。

庶務課長

後者の方です。

委員

現在、本来ならもらえる人がもらえなくなるのは、問題ではないでしょうか。この制度の趣旨は就学の困難な子供を一人でも減らそうということから発想されていると思うのですが、それを今の提案だと、今度は切る方向に行ってしまうということは問題ではないかと思えます。

庶務課長

そうしますとあくまで制度ですので、どこかで生活に困窮しておるのか、そうでないのかという判断をするラインを定める必要があります。今は生活保護基準の1.5倍のラインがあるわけですが、そのラインの正当性といえますか、説明が出来るラインを制定する必要があります。

委員

方向としては、1.0にする前に1.4倍ではどうか1.3倍ではどうかというそういう発想でもいいわけですね。1.5倍を一挙に1.0にもっていく、そここの根拠がはっきりしないと、受給する側からいいますと1.5の.5が削られるということは、それは大きいと思えます。ですから、数字を出すときにこういう根拠でこういう理由でこのようにしたいというふうに言われないと納得が出来ません。

庶務課長

1. 0という数字の根拠は、只今ご説明いたしましたとおり、最低限の生活水準というレベルをどこに設定するのか、それは生活保護水準と課税最低限の基準があります。どちらが高い方といいますと生活保護基準、そこへ設定したいというのが1. 0です。確かに1. 5から1. 0というのは非常に下げ幅といいますか大きいものですから、やり方としては激変緩和ではないですが段階的に下げていくという手法はあります。ですが現実今年度の場合ですと、外れる2世帯については生活保護水準の一世帯は1. 37倍、もう一世帯は1. 44倍ということですので激変緩和の制度を設定するにしてもどういうふうに設定するのかという部分がありまして、それと二段階でもっていきますよということになりますと、おそらく一段階目のステップでこの二世帯は対象外になってしまいます。近隣の市町の状況をみますと一番高いところで豊橋市や蒲郡市の1. 3倍であります。1. 3倍と設定しますとこの二世帯は外れます。という状況にあります。

委員

たとえば1. 0に設定したとして、救済制度とかを経過措置として設定することはできませんか。

庶務課長

それも制度設計の中で可能だと思います。例えば新しく認定をする。新規の方については、改正後の制度を適用しますけれども、現に受給をしている世帯につきましては従前の基準によりますよという取り扱いは可能です。

委員

近隣の豊川市等は1. 0より少し多いですね。これを1. 0とした理由はどのように考えていますか。

庶務課長

他の市町がなぜその数値にしたのかということは把握していませんが、就学援助制度というのは、生活困窮世帯を対象として援助をしていきますという制度である。生活困窮世帯というのは何をもちて生活困窮世帯なのか、今浮かび上がるのは何か確立された制度にもたれかかるほうが説明しやすいであろう。独自の制度を設けるといのはなかなか難しいものですから、それに代わる確固たるしっかりした制度があればいいのではないか。その制度というのが二つありまして生活保護の制度と課税最低限の制度の二つあります。どちらか高い方、受給者に有利な方をとるべきだということで、今は生活保護の基準の方が高いものですから生活保護の認定基準というものを採用した。そうすると就学援助制度の認定基準というものが、生活保護基準の何倍を生活困窮世帯であるかないかというラインにしましょうという制度になっているものですから、課税最低限のほうが高ければそちらの方に合わせて、高い分、生活保護基準のかける何倍と設定をすべきだと思いますが、今は課税最低限のほうが低いものですから、生活保護基準を算出の根拠にすると倍率というのは、1. 0からになります。それが生活困窮世帯かそうでないかというボーダーラインになるということなんです

が。

委員

他の市では、どういうふうに捉えて考えているかというのわかりますか。

庶務課長

先程申しましたように1.5倍というのが昔、国の補助制度があったものですから、その時には、全国の自治体が1.5倍であったはずなのですが、その後1.5倍でない団体が非常に増えております。おそらく国の補助金交付の制度がなくなった段階でそれぞれの自治体で見直しがなされたのではないかという気がしております。その見直しの時点で1.3倍とか1.23倍とかの数字を出したのではないかということが充分想定されます。ただ現状今、私が申し上げた理屈でいえば1.0にすべきだというふうに思いますが、その後よその自治体でも見直しがされていないのかなという気がしております。これは補助制度ですので見直しが毎年変わるというのでは受給者にとって非常に不安定な状態をまねく恐れがあるものですから、ある一定基準をきめたならある程度その水準を維持していく必要があるのかなと思います。そういった意味からも一度見直しをしてしばらくはその数値で引っ張る。それが他の市町で1.2倍とか1.3倍というのが生きているということが推測されます。

委員

考え方としては1.0ですね。理屈はそうでないと逆に理屈が合いません。どこまでも議論が空回りして、何で1.0にしたかという、そもそも説明があったとおり、当初、課税最低限度額が生活保護認定基準を3割から5割上だったということ、これに対して、課税最低基準を満たすだけのものをみましようということで決まった。そもそもは、そのそもそもから言うと、生活保護認定基準からいうと今、逆転しているのだけれどもおかしな話でやはり課税最低基準を満たすというのが、そもそもの趣旨ではないかというふうにも思えます。ですがここまで何年かやってきて生活保護認定基準の1.0ということに基準を変えると課税最低基準と意味合いは違うのだけれど、であるならば、これもきちんと説明していけば皆理解できるのだけれど、ただ去年までもらえていたものが、今年3月に行ったら変りましたのでだめですとなったら、これちょっと酷いというようなところもあるものですから、先程お話しがあった、これから申請する人は1.0にしますというようなことで、現在受給している人は従前のおりとするというところでどうでしょうか。先程お伺いした影響はどれくらいでしょうか。

庶務課長

2世帯外れてしまう方がみえるということで、1世帯の方は年額27,622円もう一方、より低い方のかたですが、その方が年額で179,024円という額でございます。これは21年度の所得に対して計算した結果です。子供さんは27,622円の方はお一人、179,024円の方はお二人です。

学校教育課長

修学旅行がある学年にいるだとか、入学生がいるとかで違ってきます。

庶務課長

2人のところは、中学生2人です。お一人の方は小学3年生です。今、学校教育課長が言いましたように修学旅行の経費などもあります。これは修学旅行へ行く学年の子供がいる世帯が対象となりますのであつたりなかつたりで、そのケース毎で全部違ってきます。

委員

先程の話で、仮に最低基準で皆さんに周知され、該当者が全員手を挙げたらどうなるだろうか。

庶務課長

財政負担のことばかり前面に出して言うのはどうかなと思いますが、制度としてある以上は、全員の方から申し込みがあればこれは拒むことは、予算がないからだめですということは決してできる話しではありませんので全部受け入れるしかありません。仮に対象となる世帯全部から申請があつたらいくらくらいになるのだという積算はしていません。どういった推計の方法があるのかということも含めて検討をさせていただきたいと思います。

委員

1. 5も1. 0もそういった根拠みたいなものがあると考えやすいのではないかと思うのだけれど。

委員

数字をどこにもっていくかということは分かりませんが、ただ今の状況からいうと本当に日本の全体、特に新城市辺りの経済状況の悪化だとか、子供の数が激減しますよね。そういう状況の中で、それをその1. 5を1. 0に下げていく主な理由は見つからないと思います。例えば1. 23とか1. 32とかそういうところはそれなりの色々な試算とかやったと思いますので、他の市町村は何を根拠にやったのかとか、そういう提案理由をきちっとしてもらわないと簡単に福祉制度みたいのがお金が無いから見直しだというふうに一般の住民の側に、こういう問題というのはとられやすい。新城市の教育委員会は何を検討しているのか、これからの状況からいけば子供の数は減るし経済状況は悪くなるのに、それに更に援助を打ち切ると、子供の数がこれからもこういう状況であるにもかかわらず、就学する生徒数が増えてどんどんこれからそういう心配があるとそういうことからみれば、先程、保育園等の園児数をみましたが、現状からすれば5年後なんか相当子供の数は減ってしまう。それでそんなに1. 5を1. 0にしなければならぬ経済情勢なのか、経済状況がある程度そうであってもそういう子供には、やはり何らかの温かい姿勢というか、援助制度というのがいかされないとなんだか数字の弄びみたいな感じがして、何か根本の精神が抜けた論議になっている気がします。

庶務課長

なんでかんで1.0というのではなくて、1.5という数字の説明がしづらい、説明が出来る数字がいったい何であろうかということで1.0というものが出てきたわけですが、新城市の就学援助制度として生活困窮世帯というのは、もたれる制度がどう変わろうとも生活保護認定基準の1.5を目安とするとそれが計算上1.5というののははじき出なくても、こういうものだと決めればそれはそれとして一つの理屈ではあると思います。

部長

宿題をいただいた感じですが、現実申請主義をとっているということで、実態把握がまだ掴めていませんので、早急に対象者となるべき人がどれだけいるかということを見たいと、今、予算はおそらく現実の前年とか、過去3年とか実際の執行状況によって立てていると思いますので、その実際に執行しているものと、この制度の対象者数とはかけ離れていると思われるので、その予測を早急にとってそのデータから判断していただきたいと思います。

庶務課長

今考えるのは実態はどのくらい対象世帯があるのかというのは、おそらく課税最低限度額以下の世帯がどのくらいあるのかという税情報から引っ張り出すしか方法はないと思います。生保基準の1.5倍が今の水準ですので仮にそれが維持されるとすれば、今度は逆算ですね。課税最低限の限度額の何倍ぐらいになるのかというものから逆算して、机上の計算にはなってしまうのですが、それくらいからしか推計の方法はないという気がしておりますが、いずれにいたしましても何がしか推計できるものをやってみたいと思います。

委員長

この件につきましては、そういうデータをいただいて判断するというので、これは急ぐ必要はないですか。

庶務課長

次回の2月の定例教育委員会議の席ではどういうふうにするのか決定していただきたいと思います。

委員長

それでは判断ができるデータを用意していただくということでお願いします。

委員

それと近隣の豊橋市は1.3倍、豊川市は1.23倍、蒲郡市は1.3倍、田原市1.25倍とありますが、これは何を基準に算定したものか調べておいてほしいと思います。

委員長

これらも子供手当の絡みで豊橋市や豊川市も下げてくる可能性もありますね。

庶務課長

先程委員長さんが言われましたように、高校の授業料無償化ともう一つ大きなこと

として、子供手当の支給がございます。子供手当につきましては、来年度新城市だけでも8億数千万という金額があります。平年ベースですとこの倍ですので16億くらいの子供手当が支出されることとなります。そうしますと保護者に手当が入ってくるものです、地面が持ち上がると言いますか、そういったこともあるもんですから何とも言えない部分はあるのですが、子供手当が導入されることによって、他の市が見直しにかかるということも想定はできますが、なかなか直ぐに答えられるのかというところと難しいところがあるのかという気がいたします。

委員

私の考えているところは、制度上の問題からいうと何なんですか、ただ本当に就学が困難な子供たちに対してどのように援助していくのかということは、本当に真剣に考えて就学援助は幅が広がる方に賛成ですが、それを削るというのはしかも1.5から1.0というのは普通あまりそういうことを詳しく知らない人からみれば、どういう冷たい仕打ちを市はするのかと思いますよ。1.5を1.0にすることは数字的にはすごい額ですね。穂積市長が言っていたそういう根本の考え方とこの数字はどこで整合性を持つかという感じさえします。ですから他市はどうなのかという時に調べてありませんというような根拠ではとても納得しないと思いますし、子供手当がこうなっていて決して大きく削減される制度ではないという根拠みたいなものを一方で裏付けしないと1.5を1.0という増える方なら皆大賛成だけれども、減るということになると本当にその額が多いとか少ないかは別として、その考え方についてそれだけの大幅削減を簡単にやってしまう教育委員会は何を考えているのかと言うと思います。ということをして是非、頭の中に置いて検討していただきたいと思います。

委員長

1.5倍がどうかということとは鉄砲日本一と同じくらいに誇らしいことですので、結論は近いということでデータを用意していただいて判断ということによろしいでしょうか。

日程第4 協議・報告事項(3) 平成21年度卒業式について(学校教育課)

委員長

日程第4、協議・報告事項(3)平成21年度卒業式について説明をお願いします。

学校教育課長

今迄、卒業式・入学式につきましてご協議いただき具体的に提案させていただくということで、表をご覧いただきたいと思います。中学校・小学校・幼稚園の卒業式・卒園式につきまして、基本的に教育委員さんを中心に教育委員会で対応していくということで案を作らせていただき、まず中学校につきましては教育委員さんはじめ教育長、部長を含めた6名の方で回って参列していただくということで、昨年の物を左に書かせていただきましたので、21年度のご提案をさせていただきたいと思います。小学校の卒業式につきましては、昨年度までは、各部長等に参列をしていただいてお

りましたので、教育委員さんたちは中根委員さんと菅沼委員さんに参加していただき教育長、部長が加わって残りは表のような形でした。しかし今迄の議論を考えまして教育委員会の課長職、指導主事以上を中心に組ましていただき、足りないところが5校あるわけですが、そこについて他部局の部長さんをお願いするというのがよろしいのではないかと思いました。空白のところにはこの後、ご了解がいただければ、部長を通して総務部長と相談し、他部所をお願いをしていく。幼稚園につきましては、昨年度、馬場委員長さんと筏津委員長職務代理者さんに出ていただきましたので、中根委員さんと菅沼委員に出ていただくと、したがって中根委員さんと菅沼委員につきましては、3回出ていただくようになりますし、他の委員さんにつきましても、ご覧のような形でご了解いただければ、この形で進めさせていただきます、また、各学校からそれぞれ時間等の案内が届きますのでよろしく申し上げます。

委員長

こういう形でよろしく申し上げます。

日程第4 協議・報告事項(4)「あすなる教室」の運営について(学校教育課)

委員長

日程第4、協議・報告事項(4)「あすなる教室」の運営について説明をお願いします。

学校教育課長

通称パンフレットにありますように「あすなる教室」と申し上げていますが、学校生活適応指導という言葉がございまして、平たく申し上げますと不登校の子供たちの学校復帰を助けるということで設置をしているものでございます。今、設置をしているという表現を申しましたが特段の設置要綱があるのではなく指導員の方をお願いをして報償費をお支払いしながら運営をしてまいりました。ここでも何度か話題にさせていただいたように、不登校の子供たちは極端には増えていませんが、なかなか改善が進まず学校に行けない子供たちもいます。「あすなる教室」に来れるといった子供たちはいたわけですが、今迄週3回午後だけという開催でございました。やはり子供たちの居場所を作っていくためにも、後ほど予算の話も出てまいりますが、出来るだけ常設をしたい。それから指導員の方たちに色々な形で、スタートの頃は不登校だけが問題でございましたが、ここで話題になるように学校に来ている子供たちも発達障害であるだとか、色々なお子さんたちもお見えになりますので、そういうことも視野に入れながらきっちりとしていくということで実施要綱を整理するという事で考えていきたいと思っております。実施要綱をみていただいて細かい文言につきましては最終チェックが要る段階かとは思いますが、まず第2条のところ見ていただきこの設置場所につきましては現状と同じ「新城市青年の家」であります。ここを開設場所といたします。第5条のところ見ていただき、開設日時は先程申し上げました月曜日から金曜日ということで、学校のやっている日は行なう。今、想定しているのは午前9時から午

後3時まで開設するというを考えていきます。第7条を見ていただきまして5項目書かせていただきましたが、子供たちを支援していくことを大きな目標でやってきましたが、2番のカウンセリングであるとか、4番にある学校の方への指導とか相談とかいうことをもう少し力を入れていきたいと考えており、予算がうまく通れば来年指導員の方たちの中から囑託の形でお願いすることが出来るということで考えておりますので、少し充実が図れると考えております。8条以降の入室の手続きというのがありますが、今迄きちっと書面で親御さんから出していただきたとか、そういう手続きを踏んでいませんでしたので、子供の方にも甘えもございませし、人間関係の中だけでやっているところもございましたので、きっちりそういうことも手続きだけは制度化していきたいということで資料に付けさせていただきますような書面の動きもとりながらきっちりとした実施要綱を設置してまいりたいということです。この方向で準備していくこと、「あすなる教室」をそのようにしていくということで、お配りしたものを折りますとこのような形になるという印刷になっています。あまりいい紙では作れませんが、ちょっとしたものを作らせていただいて、不登校のお子さんをお持ちでお悩みの方たちにも何とか「あすなる教室」があるということを周知し、いろいろ今後そこに集まってくる問題であるとか、色々解決しなくてはいけない問題はあるわけですが、一步を踏み出したいと思いますのでこの方向で進めさせていただくということをご了解いただき、また、ご指導いただけたらと思います。

委員

21年度は何人くらいのお子さんがお見えになりましたか。

学校教育課長

10人から15人くらいの間です。子供たちの中には「あすなる教室」のある日は午前中は学校に行っていて午後「あすなる教室」に来る子もいましたし、学校には行けないけれど「あすなる教室」だけには来るといった子もいました。

委員

地域別にみるとどのようなになっていますか。

学校教育課長

基本的には新城地区がほとんどでして、作手地区から来ていた子もおりました。今月がどうだったか把握はしていませんが、その子はほぼ学校に復帰しています。鳳来地区からは現状では無かったと思います。「あすなる教室」が開設されてからは国の制度に乗って行なっていた時期もありましたので、その当時は設楽からも来ておりましたし、今も門戸は開いています。来られるという方がいれば受け入れるという形をとっています。

委員

今迄、実施要綱が無かったというのは驚きですが。保護者の毎日開設というニーズを踏まえてのことですか。

学校教育課長

毎日行けるといふ子が大多数ではございませんがいますので。

教育長

やっとな常設にこぎつけたということだす。

委員長

ここから学校へ戻れた子というのは、割合で言うるとどれくらいありますか。

学校教育課長

復帰率という考え方があるのですがここに来ていて学校に戻ったというのは3人に1人くらいだったと思います。目標は100パーセントにしているのですが。現実はそのはいきません。

委員長

指導員は教員OBですか。

学校教育課長

教員OBではありません。来年度につきましては現状の中の方からお二人囑託にしたいだいて他の方たちは今迄通りのお立場でという形で考えています。

教育長

退職OBというのは一人もいないですか。

学校教育課長

軌道に乗れば、そういう立場で見ていただく方も必要かと思ひますが。現状の発展形でまず常設にするところから、第一目標で考えていきたいと思ひます。

委員

給食施設はどうなっていますか。

学校教育課長

終日いる子についてはお弁当ということだ考えています。そこまでは人と状況がついていきませんので。

委員長

良い資料を作っていただいておりますので、進めていくということだよろしくお願ひします。

日程第4 協議・報告事項(5) 平成22年度予算の概要について(各課)

委員長

日程第4、協議・報告事項(5) 平成22年度予算の概要について説明をお願ひします。

庶務課長

それでは、右肩に取扱注意、解禁日2月16日と書いた資料がござひます。それを見ていただきたいと思ひます。まだ、市長査定が終わりまして、その査定結果が届いた直後でござひます。詳しい数字がまだ掌握できていない部分もござひますがご了承いただきたいと思ひます。まず、全体、特に新年度の一般会計の全体の概要でござひ

ますが、昨年の秋口、9月に示されました予算編成方針というものが、大きな柱が3つありまして総合計画の前期の計画期間の実施計画を実現していく、市長マニフェストに掲げられた事業を実現していく、これは事務的なことですが一般財源枠方式というものを昨年に引き続き行っていくという3点がございまして、こういった予算編成方針のもとに各課が予算要求を出し、集計した結果が(2)の一般会計予算要求状況でございます。これは細かな表が市のホームページにも載っておりますのでご興味ございましたらみていただけたらと思います。歳入につきましては207億3839万3千円、歳出が213億8832万4千円ということで差し引きマイナスの6億4993万1千円という6億5千万円ほど帳尻があっていないという状況が最初の予算要求状況でございました。市長査定まで進んでまいりまして、一般会計予算規模としては210億程度になるということ聞いております。21年度の当初予算が206億9千万円でありましたので、増えている形になっています。予算規模が膨らむ要因は、子供手当の増であります。先程もご説明申し上げましたが、現在児童手当という制度がありますが子供手当という制度にとって代わるということで現行の児童手当は3億5千8百万円程の規模であります。子供手当に代わりますと8億1千9百万円程になるということで、この辺が4億5千万円程増えますので、ここらが予算規模が膨らむ大きな要因の一つだと思っています。以上が全体の概要でございまして、今度は教育委員会の全体の予算要求でございまして、予算要求状況は枠配当で教育委員会に配当された一般財源というのはこれだけですよという額は、10億5354万円でございます。当初に財政サイドへ要求した金額は12億6118万3千円ということで差し引き2億764万3千円枠を超えた形での要求をしたところでございます。これは一般財源ベースで国庫補助金だとか県の補助金だとかそういった特定財源といわれるものを含めた総額ですと、16億2173万9千円を財政部局へ予算要求したという状況からスタートをいたしました。その後財政の方から再度見直しをしてくださいという要求がありまして、差し引き超過額2億764万3千円を極力0にもって行ってくださいという要求が再度ありまして、見直しをかけました。超過額の解消に向け教育委員会は鋭意努力したところでございます。一部税金で直接行う部分を起債、借金ですけれどもそれに振り替えるというようなこともやりまして、表面上はこれを0に持っていった形にいたしました。その時の総額は15億6886万8千円という形になりました。その後、市長査定まで受けまして査定結果でございましてけれども教育委員会所管分は最終的には19億488万3千円と当初要求額よりも488万3千円と当初要求額よりも予算額が相当増えてきたという結果でございまして。この要因につきましては後程、次の主な事業のところでご説明させていただきますけれども、一番大きいのが文化会館の照明施設を一気にやってしまうということで4億程付いていますので、それが当初の要求額よりも上回った形で予算が付いて来たというような要因がございまして。次の各課の主な事業について各課長から説明をさせていただきますと思います。まず、庶務課でございまして、冒頭、議案として出さ

せていただきました教育委員さんの定数ですが1名増員が見込まれております。それから2番目として「木の香る学校づくり推進事業」これは子供の机と椅子でございますが、これを木製の物に替えていくということで、これは愛知県で「森と緑づくり事業税」という森林環境税のようなものですが、そのバックというのですか、市町村宛ての補助金がございます、それを活用するものでございます。一応来年度につきましては120セット分の予算を確保したところでございます。まだ確定ではないのですが、現段階では千郷小学校の1年生辺りが120セットに該当するかと思っております。3つ目として校舎等の耐震化の工事でございます。来年度は3校、東郷東小学校の校舎の耐震工事、舟着小学校の屋内運動場の耐震化工事、それから八名中学校の屋内運動場の工事という3つの大きな工事を持っています。それから最後ですが山吉田地区に新設いたします小学校建設事業として来年度は実施設計でございます。今年度基本設計を行いまして、来年度詳細の実施設計に入っていくという、この4点が新年度予算の大きなところでございます。それから当初予算要求のうち補正対応の査定がなされたものが5つほどございますが小中学校の施設営繕の一部が新年度の9月補正予算で対応するというので当初予算から見送られたというものが一部あります。それから2番目の東郷中学校の運動場の拡張事業でございますが、予算要求は当初予算で実施設計を要求いたしましたところ、今年度の国の第2次補正予算で県と市町村系の臨時交付金というのが交付されるということで、新城市の場合2億4千万円程の財源が入ってくるということで、その財源を活用いたしまして設計と工事も3月補正予算で前倒しで計上をして22年度へ繰り越しをして事業を実施していくという予算査定になりました。その他、私立高等学校の授業料の補助事業につきましては冒頭で説明申し上げましたように、現行制度を存続していくことを前提に百万円ですが計上しています。それから2番目ですが各学校へ配当しています細かな消耗品だとかそういった類のものでございますが、それにつきましては前年度同様額を確保したところでございます。3点目で幼保一元化の関連予算につきましては、どこで最終的に事務を所管するのかというのがはっきりしておりませんので、とりあえず庶務課の方から予算要求を出させていただきました。最終的には民生費の児童福祉費という費目に計上し児童課の方に予算をとりあえずはり付けるという調整がなされました。

学校教育課長

それでは、学校教育課ですが、先程お示ししました学校適応指導事業「あすなろ教室」の常設化ということで同額をいただきました。2つ目ですが新城ハートフルスタッフということで各学校に派遣しているものが現状8名体制で行っているのですが単純に人数割でいえば15人分になるように増額要求ができました。小学校英語のほう今年20時間で実施させていただいているわけですが、これを35時間に増やすということでADの派遣時間をそれに見合った分だけ増加させていただくことができました。図書館整備事業につきましては、今年は補正で行いましたけれど来年度継続ということで出来るようになりましたので、規模は縮小いたしますが、派遣スタッフを派

遣出来ることになりました。学校職員の各種研修があるわけですがこのところも充実できるように予算を確保できるようになりました。

生涯学習課長

生涯学習課です。先程、教育長からお話がありました平成22年度の懸案事項ということで、図書館の図書購入費の充実ということで去年に比べて増やしていただきました。図書館は本が無ければ始まりませんので本を購入ということで充実させていきます。生涯学習活動費補助金の統一、これは主な事業では無いのですが公民館活動費の補助金ということで維持管理費を除いたものであります。21年度までは新城地区と鳳来地区は補助金の算出根拠が違っておりました。22年度から統一ということで新城・鳳来・作手地区すべて同じということであげさせていただきました。後1点親子せせらぎエリアの継続ということで21年度から始まりました親子せせらぎエリアを22年度も行っていきたいと思っています。当初予算で要求していました社会体育施設の軽微な修繕について補正対応といたしました。

文化課長

文化課の主な事業についてご報告させていただきます。文化会館の大小ホールの照明設備の取り換えを行います。先程庶務課長の方から話があったとおり、当初リースによる更新ということを考えておりましたが、一気にやってしまうということで4億円という予算が計上されました。この施工に関しましては10月から3月までの間に大小ホールの音響と照明のすべての設備を交換させていただきます。10月から12月にかけて小ホール、1月から3月にかけては大ホールの取り換えを行います。大小ホールにつきましては1年前から会場申し込みが出来るということですが、今年の10月から工事の施工の間は予約を入れないという形で対応してまいりました。両方とも一気にということになりますと、利用される方にご迷惑がかかりますので、どちらかが使える状態で改修してまいりたいと考えております。音響設備につきましては3月補正で計上して繰越明許費で22年度の10月から3月の間に改修を行うよう予定をしています。次に自主文化事業の関係ですが薪能、新城歌舞伎等の伝統芸能、また、各種ジャンルの幅広いものを予定しております。特に若年層の文化振興を図るために新規に市内の高校の演劇部等によります新城演劇祭、中学、高校生のグループによりますニューアーティストコンサートなどを計画して市民の発表の場にと考えております。3点目に「COP10」関連事業として、22年度「COP10」が愛知県で開催されるわけですが、それに伴いまして鳳来寺山自然科学博物館におきまして通常行っています野外学習、子供自然講座等を「COP10」に関連事業と位置付けまして行ないます。また、特別展の中では仮称ですけれど「愛知の鳥コノハヅク展」というのを5月9日から6月27日の間に行なうよう計画をしています。また、他の特別展といたしまして愛知の奥三河と自然の多様性ということで7月から12月にかけて開催するよう計画をしています。4点目の鳳来寺山自然科学博物館耐震設備管理委託についてですが現在エレベーター、空調設備、身体障害者用のトイレ、階段のスロープ

の手すり等の設置工事を行っていますが、その改修工事に伴いますエレベーター等の保守点検というものを、管理委託するということを考えています。後程ご連絡しようと思っておりましたが、鳳来寺山自然科学博物ではバリアフリー化等の工事を3月23日までの工期で実施をしています。そのリニューアル記念といたしまして出来るだけ多くの市民にリニューアルした博物館を見ていただくということで3月27日の土曜日と28日の日曜日の2日間を無料開放とし多くの市民の方に見ていただくということを計画しています。また、3月24日から26日まで工事終了後ですがその3日間に来場いただいた方には、ささやかではありますが職員手作りの記念品を差し上げようとしています。なお、この無料開放の周知ですけれども2月16日発行の広報3月号、ホームページ等で掲示しておりますのでよろしくお願いいたします。

スポーツ課長

スポーツ課でございますが、第1点教育長からもお話がありましたとおりB&G財団の補助をいただきまして海洋センタープールの改修準備をしております。内容につきましてはプール上屋の鉄骨部分の塗装工事、管理棟屋根の全面塗装、プールサイドの全面改修工事を行いたいと思っています。2点目といたしまして、今年度は5月の補正対応でありましたけれども、子供市民プールについて来年度は当初予算で計上いたしましたので継続してまいりたいと思います。補正対応であります但し体育指導委員さんが今年で2年の任期満了となりまして、4月1日より新しい委員さんに替わりますのでトレーニングウェア32人分でございますが4月1日より着用できるように3月補正で対応するというところで進めてまいります。それから2点目ですが第2次の臨時交付金の中で有海緑地公園のナイター施設を改修してもらいたいと思っております。既に新城小学校、千郷小学校につきましては改修が終わりまして、3月補正で要求してまいりたいと思っておりますので、ナイター設備等につきましても計画的に改修が進んでいます。金額的には約2,600万円でございます。その他としまして、学校関係に関するものといたしまして、運動場、体育館のスポーツ開放の委託料の関係ですが財源に限られる中、前年同様額を確保出来ておりますのでご報告いたします。

庶務課長

以上が教育委員会関連の予算でございます。市の予算の発表が2月の15日に予定されております。議会への説明と記者発表でございます。予算の内容の報道解禁が2月16日となっておりますので、くれぐれもそれまでは外にこのデータは漏らさないようにお願いします。

委員長

何かご質問ご意見等ありましたらお願いします。

委員

予算全体の前年度はいくらですか。

庶務課長

前年度は教育費全体は分かるのですが、教育費の中には教育委員会が所管するもの

以外に、我々の人件費が入っております。これは人事課が所管しています。これが足されて教育費全体の予算になるものですから、教育費全体では直ぐに比較は可能ですが教育委員会所管部分の比較になりますと今は出ておりません。

委員

だいたい結構ですが。

庶務課長

19億といいますと、これは確実に増えております。細かな数字は掴んでいませんが新年度予算では、民生費と教育費は前年を上回る予算になる筈でございます。民生費は子供手当があるという関係であります。教育費につきましては、耐震化の工事が3校分あるということと、文化会館の照明、事業費で4億位付いていますので、そこらが教育費予算を押し上げる要因になります。それから細かな経費ですけれども、小学校費、中学校費等も21年度当初予算よりもあまり大きくはありませんが増えている形となっています。

委員長

昨年、学校の先生方の代表と教育委員で話し合う機会があったのですが、その時色々な要望が寄せられました。休憩室が欲しいとか、エアコンがなんとかならないかとか伺ったのですが、そういう要望については、対応出来ていますか。

庶務課長

特に学校の施設とか営繕といいますかそういうたたきでたくさんの要望をいただいています、要望の時点ではそれがお金に換算した場合いくらになるかというのはいりません。要望そのものが金額の無いものもありますので、やっていますが全ては要望にこたえきれてはいません。各学校を全部回らせていただきまして、要望箇所を見させていただいて、これは早急に対応をする必要がある、もう少し待つてほしい、というものをランク分けいたしまして庶務課の方でAランクであると判定をさせていただいたものについては、全て予算要求をさせていただきました。そのうち一部が説明させていただきまして9月補正予算に見送られた。一部については3月補正で前倒しというような査定がされましたのですが、気分的には予算の計上時期はづれてくるのですが、認められたと理解しておりますし、補正予算対応でも22年度内に執行が可能なものについては、こちらの方からこれは補正予算対応も可能ですと財政課の方に申し上げてそのように査定がされたと理解がされたと考えております。

委員長

全体予算の中で教育関係の予算が占める割合というのは他市町村と比較してどうでしょうか。

庶務課長

他の市町村と比較をしたことはないのですが、比較ということになりますと一つの比較の手法として地方交付税という制度がございます、その中に教育費という費目があります。これは国が一つのルールを持って算出をする仕方になるわけですが、そ

この額と新城市の教育に関係する部分、それは教育費の予算というのではなく、学校を建てるときに借金をすると、その返済金が発生しているわけで、そういったものも教育費の中に含め関連する部分の経費を全てまとめたものですが、それを比較しますと新城市の場合は国の算定よりは大きくなっています。

教育長

とかく当初予算での比較がされるわけですが、委員さんたちもご存じのとおり本年度も9月補正、12月補正等で何億というお金を教育予算としていただいているわけですので、決算で考えてみるのならば、相当高いパーセンテージになっています。組合等でパーセンテージがどうだという話も来るのですが当初予算でない新城市の事情から決算でやってみると本当の数字が分かってきます。というような話をしています。

日程第4 協議・報告事項(6)平成22年新城市成人式の結果について(生涯学習課)

委員長

日程第4、協議・報告事項(6)平成22年新城市成人式の結果について説明をお願いします。

生涯学習課長

1月10日の成人式にご出席いただき大変ありがとうございました。先程教育長が報告の中で述べられましたのでそれ以外の2つについてご報告いたします。まず該当者ですか、教育長報告では601人、この日は606人どちらも正しいです。基準の時点が違いますので、606人というのは最終の結果ということです。教育長報告の601人といいますのは年末の記者発表した、これで通すといった人数です。その後5人ほど申し込みがありましたので606人になったということです。会場までのバスの送迎についてですが、作手と鳳来からそれぞれ1名ずつ男の子ですが申し込みがありました、当日になりまして、キャンセルになり、送迎はありませんでした。来年の送迎は止めようと思っています。

人数によってバス若しくはワゴン車で対応しようと思っておりましたが、長篠の人と出沢の人では条件は変わりませんので無くてもいいかなと思っています。

委員長

式そのものは見っていますが、後で迷惑をかけるような行為はありましたか。

生涯学習課長

皆さんご存じのとおり花火が上がったくらいです。

日程第4 協議・報告事項(7)その他

委員長

日程第4、協議・報告事項(7)その他何かありますか。

生涯学習課長

生涯学習課から生涯学習市民大学ということで2月13日、20日、28日のいず

れも土曜日ですが、定員は40名、現在申し込みは15人から16人ということで、まだ余裕がありますので教育委員の皆さんも是非ともご出席をお願いします。

庶務課長

じょうほう課から自治基本条例に関するパネルディスカッションといたしますか、講演ですが、市民大学と重なってしまうのですが2月13日土曜日、時間も一緒なのですが文化会館の大会議室で行われるということでこちらの方も是非ということで依頼がありましたのでチラシをお配りしました。じょうほう課では平成22年度に自治基本条例を制定するという方向に向けて動いておるといことで基調講演を行い条例とはなにか、なぜ必要なのかといことこの講演がなされるそうです。

文化課長

お手元に神崎愛のフルートコンサートのパンフレットを配らせていただきました。2月6日の土曜日ですが席に余裕がありますのでよろしくをお願いします。

日程第5 その他

委員長

日程第5、その他、何かありますか。

教育長

平成22年度の予算が固まってきました。3月議会があるわけでございますか冒頭に市長の予算大綱と教育方針の説明があるわけです。本日お話しさせていただきました教育長報告の重点施策と予算が付いた施策を基に説明をしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

委員長

次回の教育委員会議は、2月24日水曜日午後3時30分からはつつセンター2階会議室で開催とします。

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記